

2014年度(平成26年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2013年7月 日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 堂上勝己

代表理事 中島幸子

代表理事 仁張正之

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

2014 年度（平成 26 年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2757 名[内個人事業者（708）名]、会員構成は下記表の通り）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました¹。中小企業家同友会は全都道府県に組織されており、2013 年 4 月 1 日現在、42,858 名の会員で構成されています。大阪同友会は、1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様から「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し懇談を重ねてまいりました。

中小企業家同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして 2001 年から全国的に運動を展開しました。大阪同友会は府下の議会に対して「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86%）で採択されるなど賛同を広げることができました。その後、金融システムの問題だけでなく、中小企業の経済的社会的地位付けを日本国として明確にし国民的に中小企業に対する正しい理解を広げることと同時に、中小企業の自助努力が報われるような根本的な仕組みづくりが必要ではないかと私たちの問題意識は発展しました。

時を同じくして、2000 年には「EU 小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するポローニャ憲章」が相次いで採択され、さらに 2004 年 6 月、「イスタンブール閣僚宣言（第 2 回 OECD 中小企業大臣会合）」でポローニャ憲章を改めて評価し、世界経済における中小企業の重要性が強調されはじめました。中小企業家同友会では 2003 年 5 月から日本独自の中小企業憲章の研究と中小企業憲章制定運動にとりかかり、地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に努力してきました。そんな折、2010 年 2 月、中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業家同友会の仲間もその研究会のメンバーとして参加する中で中小企業憲章の制定に向けた議論が進み、2010 年 6 月 18 日、ついに中小企業憲章が閣議決定するに至りました。

今後は、この憲章を閣議決定にとどめず国民の総意とするため、国会決議をめざすこと、首相直属の「中小企業支援会議」を設置し省庁横断的機能を発揮して中小企業を軸とした経済政策の戦略的立案等を進めること、中小企業担当大臣を設置することなどが課題となっており、全国の同友会の仲間とともにその運動を進めています。

中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします²。特に、企業活動の「血液」である金融を確保する為にも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である、人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持つ職場と社会の環境づくりに努めます。

（2013 年 4 月 1 日現在）

資本金額	会員数	%	社員数（パート含）	会員数	%	業種	会員数	%
～ 499 万円	416	15.1	0～4 人	933	33.8	製造業	783	28.4
500～999 万円	138	5.0	5～9 人	572	20.7	建設業	247	9.0
1000～1999 万円	1006	36.5	10～19 人	489	17.7	情報通信・印刷業	193	7.0
2000～2999 万円	168	6.1	20～29 人	232	8.4	運輸・倉庫業	105	3.8
3000～4999 万円	193	7.0	30～49 人	234	8.5	卸・小売業	385	14.0
5000～9999 万円	98	3.6	50～99 人	161	5.8	専門家	510	18.5
1 億円～	30	1.1	100 人以上	136	4.9	サービス業	527	19.1
個人	708	25.7				その他	7	0.3
合計	2757	100.0	合計	2757	100.0	合計	2757	100.0

¹ 近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

² 同友会が提唱する 21 世紀型企業とは 「会社の存在価値は何か」を問いかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。社員とともに「何のための経営か」「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

【はじめに】

H24 年総務省経済センサス基礎調査速報（2013.1.29 総務省）

世界経済は主要国による金融緩和策によって株高が誘発され、一部に景気回復の兆しが見え始めたとの報道がなされています。しかしこれは、国際的な投機マネーが株や国債に流れていることによるものであり、実体経済は依然として厳しい状況にあります。アベノミクスによる

従業者規模	事業所数(前回 H21 年調査)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
1人～4人	236,904 (261,120)	57.8 (58.0)	520,957 (573,688)	11.9 (11.7)
5人～9人	82,001 (89,546)	20.0 (19.9)	535,288 (583,529)	12.2 (11.9)
10人～19人	47,094 (50,781)	11.5 (11.3)	635,444 (684,202)	14.5 (14.0)
20人～49人	29,270 (32,682)	7.1 (7.2)	862,773 (974,425)	19.6 (19.9)
50人～299人	11,778 (13,232)	2.9 (2.9)	1,164,647 (1,313,789)	26.5 (26.8)
300人以上	1,037 (1,146)	0.3 (0.3)	673,398 (771,062)	15.3 (15.7)
派遣・下請従業者のみ事業所	1,747 (1,365)	0.4 (0.3)	-	-
合計	409,831 (449,872)	100.0 (100.0)	4,392,507 (4,900,695)	100.0 (100.0)

る期待感から日本でも同様の状況が進んでいますが、実体経済が回復するかどうかは不透明です。先行して原材料高、原油高等による仕入れコスト増が顕著になってきており、現状ではデフレ経済の中でコストだけがアップし販売価格に転嫁できない可能性があります。この状況が長引けば、中小企業の経営破綻が増加するのではないかと懸念されるところです。

平成 24 年総務省経済センサス基礎調査（2013 年 1 月速報発表）によると、府下 409,831 事業所の 99.3%、雇用の 84.7% を従業者規模 300 人未満の事業所が占めています³。

また、製造品出荷額では 58%、卸小売販売額では 70% を中小企業が占めています。特に製造品出荷額において、他の大都市で中小企業の割合が減少している中で、大阪府では中小企業の割合が高いまま推移していることが特徴となっています。

中小企業は地域に根差し、多くの雇用を守っており、そのことが結果として市市民税や固定資産税などの源泉になり自治体の安定財源の根拠となっています。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながることは上記の数字からも明らかです。

以上のことから、大阪経済の再生と雇用創出のため最も確実で有効な中小企業政策を最優先課題と位置付け、成長戦略の柱として取り組まれるよう以下の項目を要望・提言します。

「H22 年工業統計」			
社員数 4 人以上。経産省及び各県 HP より作成			
額別順位	製造品出荷額(円) (H21 年)	大企業	中小企業
愛知県	38 兆 2108 億 (34 兆 4313 億)	69% (67%)	31% (33%)
神奈川県	17 兆 2467 億 (14 兆 8683 億)	63% (57%)	37% (43%)
静岡県	15 兆 7931 億 (15 兆 509 億)	55% (53%)	45% (47%)
大阪府	15 兆 7131 億 (14 兆 8061 億)	42% (42%)	58% (58%)
兵庫県	14 兆 1838 億 (13 兆 4230 億)	51% (48%)	49% (52%)
埼玉県	12 兆 8532 億 (11 兆 7747 億)	42% (38%)	58% (62%)
千葉県	12 兆 3805 億 (12 兆 3458 億)	57% (56%)	43% (44%)
茨城県	10 兆 8132 億 (9 兆 7794 億)	48% (44%)	52% (56%)

「H19 年商業統計」			
社員数 100 人以上を大企業に分類。経産省及び各県 HP より作成			
額別順位	卸小売販売額(円)	大企業	中小企業
東京都	181 兆 1214 億	60%	40%
大阪府	61 兆 6602 億	30%	70%
愛知県	43 兆 4432 億	24%	76%
福岡県	22 兆 1264 億	11%	89%
神奈川	20 兆 9469 億	23%	77%
北海道	17 兆 8194 億		
埼玉県	15 兆 1108 億	16%	84%
兵庫県	13 兆 2692 億	15%	85%

³ 「中小企業白書 2012 年版」では、大阪府における中小企業の会社常用雇用者数と個人事業所従業者数割合は 62.3% となっている（卸サービス業は 100 人以下、小売飲食店は 50 人以下、それ以外は 300 人以下を中小企業としている）。全国平均では 66.0%。

2014年度（平成26年度）の重点要望

- (A) 大阪府中小企業振興基本条例に基づく「取組状況報告書」を作成し公表を
- (B) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を
- (C) 現状の保証承諾率を下回らない保証協会の組織改革を
- (D) 各業界からの政策提言

1、中小企業の活性化による大阪経済の再生と雇用創出

(1) 大阪府中小企業振興基本条例に基づく「取組状況報告書」を作成し公表してください。

中小企業に関わる施策は商工業だけでなく、まちづくりや建設、福祉や教育、サービス業や農林水産業に至るまで多くの業種を包括しており、必然的に多くの部局に関係してきます。それゆえに、それぞれの部局が条例の理念を踏まえた施策が立案され実施されているかが重要です。したがって、条例の理念に基づき大阪府の中小企業振興に関する施策の取組状況を取りまとめて報告書を作成し、府議会及び府民に公表してください。

ちなみに横浜市では、「取組方針の策定」「予算・事業執行」「取組状況報告」「次年度予算策定」などを全庁的に検討する仕組みが確立され（横浜市中小企業振興推進会議）、中小企業振興の年間サイクルとして取り組まれています。そのことを通じて、各区局の予算に条例の趣旨を反映させることを周知・徹底するとともに、条例が制定された2010年（平成22年）の翌年から取組状況報告書を作成し市議会に報告・公表しています。

(2) 2010年6月10日大阪府中小企業振興基本条例が制定されましたが、府民的にはまだまだ周知されておりません。府庁内及び府民の中に広がるよう以下の取り組みを提案します。

とりわけ大阪府職員のみなさんに条例の存在と内容を認識して頂くことです。全府職員に理解が広まるよう以下の提案をします。

- a) 知事直属の「中小企業支援会議」を設置し、部局横断的な機能を発揮させ、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めてください。
- b) 中小企業担当部長を置き、条例を具体化した政策・施策の実行体制を強化してください。
- c) 部課長クラスの職員に対して、定期的に中小企業の現場を見学する研修を実施してください。要請があれば同友会の会員企業はその研修に応じます。
- d) 条例には、「大阪の中小企業は、大阪府民の暮らしを支え、大阪経済活性化の担い手として重要な役割を果たしている」と大阪における中小企業の存在を高く位置付けています。その意志を示した条例を府職員に就こうと考える方が知らないということこそが問題なのです。人事委員会からの同友会への回答では、「特定の分野を出題するしないについて回答できない」とのことですが、「特定の分野」という認識が問題です。したがって、府職員採用試験に条例に関する問題は早急に取り入れるようにしてください。

条例と合わせて中小企業の街大阪をPRするポスターを作成し各ターミナルに掲示する、電車の吊り広告を活用するなど府民の目にとまるような取り組みを進めてください。

条例に対する理解を府民各層に広げるために、大阪府中小企業振興基本条例をマンガ形式で解説した小冊子を発行してください。

例えば、八尾市では産業振興課と教育委員会が協力し、ものづくり中小企業の多い地域特性を踏まえ、小学校の副教材として DVD を作成、昨年から八尾市の全小学校の授業に組み入れています。また、条例解説版を作成し、回覧板で全市民に PR する活動も実施しています。

(3) 大阪府中小企業振興基本条例の第4条基本方針を具体的に進めるために以下のような施策を講じてください。

中小企業施策の実効性・改善点、成果や課題、費用対効果などが検討できる「中小企業振興会議(仮称)」を立ち上げる。

金融支援の観点から、経営者の個人保証の軽減など再チャレンジできる制度を確立する。

新規創業のための低利融資を拡充する。

担保主義から経営指針書の作成と実践度合いなど経営の質を評価する融資に改める。

保証協会の保証料を引き下げる。

融資実行の迅速化が一定進んでいますが、現在よりなお短縮できるよう工夫を行う。

「キャリア教育を推進するために」(指針)の三つの基本理念⁴を生かし、小中高の生徒も教職員も中小企業の現場で一時的に就労体験できるような仕組みをつくる。例えば、大阪府教育センターにおいて実施されている「民間企業等派遣研修」や夏季における「民間企業体験研修」制度の拡充など。2012年度の体験研修受け入れ企業は10社で、その内中小企業は3社と少ない状況。受け入れ先中小企業として同友会は協力させていただきます。

勤労観や職業観を感動的に表している高校生・大学生のインターンシップ参加者の体験感想文をインターネットなどで市民に情報提供する。親の意識改革にも役立つ。また、各府立高校のホームページにインターンシップ等の生徒の感想などが掲載されていますが、一部にとどまっているので大幅に増やすことが必要。平成23年度より、「実践的キャリア教育・職業教育支援事業成果発表会」を開催されていますが、これは引き続き継続して頂き、地域の産業団体からも参加できるようオープンにして頂きたい。行政や団体が実施する各種の研修事業を一方通行となる講演方式から、5～6名をワングループとするグループ討論形式に改める。グループ討論によって、全員が発言できること、違う意見から新たな発見があること、議論するという訓練になることなどより深く学ぶことができ効果が大きい。

大阪府、大阪府が連携し、中小企業を主軸にした大阪らしい展示会を開催する。

官公需における一般競争入札の落札業者選定にあたっては、地域貢献、地域精通力等を重視する。例えば、防災協定などへの参加、耐震、消防、交通安全、文化、祭り、PTA、町会協力など中小企業が地域において自主的に関わっている地域コミュニティへの協力や地域社会貢献を「地域貢献度」として総合的に評価するような「地域貢献度評価制度」をつくり、一般競争入札の新しい選定条件とする。

国交省は建設労働者の確保、若手労働者の雇用拡大、社会保険加入促進のため4月から公共発注労務単価の15%アップを特例措置として実施し、都県など地方自治体に波及しています。大阪府でも東京都並みの18%アップを実施し、ダンピング入札を排除して建設労働者の賃上げによる労働者確保につとめる。海外展開・進出では、現地でのビジネス上のトラブルに素早く対処できる「駆け込み寺」が必要である。特に、中国だけでなくタイやベトナムなど今後成長が見込まれる東アジア諸国に対応した相談窓口の設置が求められる。例えば、現地の法律・税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介と業務提携を行ない、現地企業の的確な信用情報が得られる態勢を整え、契約書の作成、紛争解決のための費用を安価に設定す

⁴ 三つの基本理念とは、小中高を通じた系統的・継続的なキャリア教育の実施、ガイダンス機能の充実、家庭・地域・企業等の幅広い参加、のこと

るなど利用しやすい制度を構築するなど。

(4) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を

東日本大震災は M9.0 という「想定外」の規模で大きな被害をもたらしました。今後の防災対策は、この現実を踏まえた新しい基準が必要となります。今回のような連続的な断層破壊は、むしろ東海、東南海、南海地震で起こるのではないかと見られていました。それだけに生駒断層や上町断層など活断層の多い大阪において、改めてこれまで以上の防災対策の強化と整備が求められています。

地元の中小企業が参加し、市民と共に防災対策や被災した場合の対応策が協議できる場を設置し、街ぐるみで取り組みが進むように、各市町村との連携強化・支援策を講じてください。例えば、災害時に必要な重機や大型ジャッキ、チェーンソーなどはどの企業が持っているか、社員はどのように救助活動に参加するかなど日常的に居住市民と中小企業との連携を強化しておくことが必要です。

中小企業を地域の防災拠点と位置付け、大災害時の避難場所、飲食料の確保・備蓄や自家発電設備・備蓄倉庫の設置、津波避難ビル指定、がれき撤去など、課題別にきめ細かく地域の中小企業との防災協定を結び、被災後計画的に復旧復興が進むように各市町村との連携強化・支援策を講じてください。

学校、病院、公共住宅、避難施設などの耐震基準を見直し耐震補強を行うこと、地域の道路や高速道路の耐震対策、地盤の液状化対策、地下鉄・地下道の浸水対策など、インフラの点検・見直しと保守を早急に実施すること、これらの事業を特に大阪の中小建設業に発注すること、同時に、緊急時に地域の中小企業が対応できるように、日常的に地域の中小企業に仕事が流れる仕組みを整備し、中小企業を地域ごとに育てることが一連の取り組みとして重要です。このことは防災対策だけでなく地域の景気対策にもつなげることができます。

大阪の電力供給については、できるだけ電力消費地で発電・消費する地域分散型のエネルギーシステムを構築することが求められています。また、太陽光発電設備設置に関する補助金制度の創設、各家庭やビル、マンションの屋上への太陽光発電設備普及など再生可能な自然エネルギーへの思い切った転換が必要です。太陽光や太陽熱、風力、バイオマス、小型水力発電等の再生可能エネルギーの産業化、事業化に取り組む中小企業を支援する施策を講じてください。さらに、既存の原子力発電所の安全対策と正確な情報公開を義務付けるなど、電力行政の見直しも急務です。これらの実施に向けて本格的に計画を立て推進してください。

「大阪府地震防災アクションプラン」では、今後 10 年間（平成 20 年度～29 年度）で地震被害半減を目標に掲げていますが、専門家の間では住宅耐震化のためには 250 万円程度は最低必要とされており、府の補助金を加えても相当な費用負担が発生することに耐震化の進まない大きな原因があると考えられます。施主と同一市内の中小建設業者に発注することを条件にした、耐震化のためのリフォーム補助制度をつくとともに、住宅耐震化工事を公共事業と位置付け、思い切った大幅な補助額（率）のアップを求めます。このことで中小建設業者にも波及効果の大きい事業となり、結果的には府税収入の増額につながると考えます。

欧米やアジアの主要都市に比べて立ち遅れている無電柱化を加速し、災害防止、景観の向上に努め、安全で快適な都市空間の確保を進めてください。

地域密着型公共事業の一環として、バリアフリーや太陽光発電・太陽熱利用等、省エネ改修・住宅リフォームなどを重点的に推し進めるために補助金などの増額をして下さい。特に、低所得者層の補助率引上げなどの弾力的措置を講じて下さい。例えば、断熱改修と健康（特に高齢者に対して）に関する研究

が進んでいます。室内の温度・湿度と住宅性能、それに関連した健康状態の推移の報告もあります（一般社団法人「健康・省エネ住宅を推進する国民会議」⁵）。住宅内の事故による高齢者の死亡に冬場の室内の温度差によるものがかねてより指摘されていますが（ヒートショック）、室内の断熱改修により死亡事故を少なくすることは府民の命を守ることになるだけでなく、ひいては医療費の節減にも貢献できます。府民の健康保持のためにも省エネ改修への補助金の導入は色んな角度から検討を加え、積極的に導入してください。

高度経済成長時代に設置された陸橋、高架道路などが耐用年数をむかえ、その補強工事・更新投資をいかに迅速かつ計画的に進めるのか、日本全体の問題になっています。大阪府においても危険な陸橋、高架道路などが多く存在します。これらの工事の中で、特に補強工事やライフライン整備が急がれますが、無駄な新規事業を見極めつつ、大手建設会社に丸投げすることなく、地元の中小建設業にきめ細かく分離分割発注することを前提に、早急に対応してください。

平成 20 年度の中小企業発注比率は金額ベースで 70%以上が確保されましたが、平成 21 年度から 60%台に下降しています。70%以上の水準を維持するよう努力してください。

地方公共団体の公共事業は、最低制限価格を堅持し、予定価格の 90%程度に引き上げる努力をしてください。また、地域の中小企業への発注を原則とする仕組みを構築してください。それは雇用拡大効果や地域内での資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率（%）「大阪府商工労働部資料より作成」】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成 23 年度	67.2	54.3	71.0	71.7	82.7	70.4
平成 22 年度	67.8	54.9	71.3	73.2	83.0	73.1
平成 21 年度	65.8	56.8	68.1	72.2	82.5	72.9
平成 20 年度	75.7	52.7	67.8	76.5	79.8	70.7
平成 19 年度	61.1	57.5	68.0	76.2	69.1	69.2
平成 18 年度	62.7	52.6	64.7	73.7	65.0	72.2

（ 表の太枠は一番低い数字。工事、役務、物品の合計 ）

（ 5 ） 各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを

リーマンショック以降、特に自動車や電機関係の大企業誘致を推進していた自治体ほど「派遣切り」など地域の雇用に大きな影響を与え、大企業誘致が必ずしも地域の雇用に役立っていないことが明らかになりました。中小企業はいかなる時代にあっても地域の雇用の担い手であり、大阪経済活性化のためには中小企業を守り育てることが必要です。そのためには実態調査によってその地域の最新情報をつかみ、その地域に合った支援策を講じることが求められています。

東大阪市、大阪市、大東市、岸和田市、寝屋川市、吹田市など現場に出向く実態調査活動が各自治体において増えてきており、調査データは各自治体の「産業振興ビジョン」や「ものづくり支援データベース」「ものづくり支援 web」などに活用されています。何よりも地元の中小企業の現状について、自治体職員自身が実感をもって把握できたことが各自治体の財産となり政策に反映されています。今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには、さらに継続的な調査データの更新が必要です。大阪府として計画的に予算措置を行うなど各自治体に対して継続的に実態調査ができるように支援策を講じてください。

⁵住宅における健康・省エネの問題を一般消費者の目線から解決するために、建築学・医学の専門家や実務者に加えて、消費者団体の参画を得て、情報共有 諸問題の議論、調査・研究 情報発信・提言している団体。大手ハウスメーカーや化学関係の大企業、医師、研究者が会員となっている。

(6) 大阪府の施設・施策の周知徹底を

中小企業支援策に関しては経営者の期待も高く、中でも広報体制への提案や運用面について多くの要望があります。そのような施設・施策（商談会・展示会・技術交流プラザ・産業技術支援センター、特許情報センター等）の周知徹底を図り情報の共有化を進めることは、企業間の技術面、仕事面において大きな効果が期待できます。

このような施設・施策の周知徹底、情報の共有化を進めて頂き、大阪府の膨大なデータベースが有効活用されるよう整備してください。

中小企業者向けポータルサイトが開設されましたが、更に PR に努めてください。例えば、電車吊り広告や駅ポスター、ラジオのスポット CM などが有効です。また、同友会も PR の協力を惜しみません。

(7) 大企業誘致に関するルールづくりを

大企業の突然かつ一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与えます。大阪府下のいくつかの自治体でもそうした大企業の税収の大きな落ち込みで困っているところが散見されます。立地にかかる補助金を交付した企業については、補助金交付要綱等で一定期間の操業義務が履行されなかった場合の補助金返還規定はありますが、優遇された税の返還規定はありません。大企業の工場移転、閉鎖などに当たってはその計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議する、また、大阪府が負担したインフラ整備費用や不動産取得税の減免措置相当分の返還義務を負うなど、補助金の返還規定のみならず、税に関する返還ルールを整備してください。

大企業誘致に偏重した産業政策は地域経済に与える影響が大きいため改める必要があります。例えば、地元中小企業の活性化を通じて地域経済を活性化させることに成功している「エコノミックガーデニング政策」⁶、米国の地方自治体において実績をあげています。これらの事例を研究し、府下自治体で実施できるような情報提供など支援策を講じてください。

(8) 中小企業の社会的役割・存在価値を正しく伝える事業の展開を

大阪同友会では、中小企業経営者が直接講義をする活動を阪南大学(1997年から実施)や大阪産業大学、大阪成蹊短期大学、近畿大学、大阪国際大学、大阪千代田短期大学などで開講し、受講する学生からも好評を得ています。2013年度は大阪市立大学で実施することが決まりました。このことを通じて、中小企業が地域経済に果たす役割を広く理解して頂き、何より新たなビジネスへの挑戦を可能にするネットワークが構築されることを望んでいます。その点では、大阪府立大学で開講されている「ベンチャービジネス論」や「ものづくり経営者養成特修塾」には、中小企業経営者が講義する内容が見受けられませんが、大阪府立大学にも多くの中小企業経営者が登場するカリキュラムを編成し実施してください。要請があれば同友会は会員企業を講師派遣させていただきます。

学校の先生方自身に中小企業が社会に果たしている役割を正しく認識して頂くことが極めて重要です。そのための仕組みとして、教員免許取得時の資格要件として、一定期間の中小企業職場体験（インターンシップを含む）を必須科目としてください。また、教員採用試験及び教員免許更新時の講義には中小

⁶ エコノミックガーデニング政策;米国のいくつかの地方自治体で実施されている地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる新手法。2006年版米国中小企業白書で取り上げられた地域活性化のためのプログラムの名称。従来の大企業誘致型でもなくシリコンバレー型の大規模なテクノロジー産業創出でもない、地域内で中小企業が根付く事業を育てるという考え方。この手法の原則は、地域内連携により中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出することにある。具体的には、商業や生活の質を維持向上させるインフラ整備、特に中小企業のニーズにこたえるため、大企業しか入手できない高度な市場情報や市場分析データを手頃な価格で提供、また一部の成功企業だけでなく全ての規模の企業成長を成功と考えていることなどが注目される。最初に実践したコロラド州リトルトン市ではこの手法を活用して1990年から2005年の15年間で雇用を約2倍、売上税収を約3倍に増加させた。オークランド、サンタフェ、マディソン、シャイアンなどでも成果をあげている。

企業をテーマにした内容を取り入れてください。

中小企業の「ものづくり」支援のための優秀技能者（なにわ名工、なにわ名工若葉賞など）の表彰制度に加え、「ものづくり」だけでなく小規模でも他にない固有の技術やサービスに対して評価を行い、例えば「中小オンリーワン企業賞」や「小規模オンリーワン企業賞」のような認定制度を創設してください。特に「大阪府下で何社認定」ではなく、各自治体ごとの推薦で自治体ごとに数社ずつ認定するなど、地域で頑張っている多くの中小企業に光があたるようなきめの細かい制度にすることが重要です。

（ 9 ） 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動支援を

中小企業による共同求人とは大阪同友会が1981年から取り組んでいる運動です。当初は中小企業の新卒採用は大変困難でしたが、学校との信頼関係を築く中で、多くの優秀な学生を採用し大きな戦力として育てています。大阪同友会では「共に育つ」という理念から、社員の働きがいについて語り合い、持てる能力を十分に発揮できる人間尊重経営を推し進めています。「企業存亡の危機を救った」という事例は幾度となく報告されており、中小企業にとって新卒者の採用はそれほど重要な経営課題となっています。

その意味から高校生の就職活動支援は極めて重要です。しかし、企業側と高校生のミスマッチは依然として多くあります。かねてより要望していた「1人一社制の見直し」では、平成17年度より「1人二社」まで複数応募・推薦が可能となりました。今年度も「1人二社」の継続実施に加えて実状に合った改定を進めて下さい。このことはミスマッチを少なくし高校生の企業定着率を高めることにつながります。

（ 10 ） 障害者の実習を受け入れる企業への奨励金制度の拡充を

大阪同友会では2012年実施された障害者問題全国交流会の成功を受けて、障害者支援へのより一層の取り組みの強化を図っています。障害者問題をテーマとした例会（勉強会）の多数開催、会外の企業も巻き込んだ啓発シンポジウム、とりわけ「企業実習」の機会提供を目指して、会員の協力体制を構築し、一人でも多くの障害者が社会参加の決め手ともいえる「就労」に挑戦できるよう、支援の輪の拡充に努めています。国レベルでも法定雇用率2%へのアップや精神障害者の雇用義務化の動きなどもあり、障害者への支援を社会全体に広げる機運が次第に高まっています。こうした流れを強化するために今求められるのは、1社でも多くの企業が実際に障害者を実習等に受け入れて、経験を通して障害者への垣根を取り払うことです。

これまで、障害者雇用に関しては国において各種の助成金などが手当てされていますが、「実習」に関しては、精神障害者のための社会適応訓練事業があるのみで、しかも決して使い勝手の良いものとは言えない（期間、申請手続き等）現状です。企業の関心を実践に結びつける弾みとして、また実習に関わる様々な経費負担（消耗品、制服、器具等）軽減のために使える奨励金制度の拡充を国に対して要望してください。また、大阪府としても国の奨励金制度を補完するよう取り組んでください。

2、中小企業の円滑な金融施策

(1) セーフティネット融資（経営安定資金）の預託金廃止を改めるとともに、対象業種を縮小することなく、さらなる拡充を

欧州債務危機など世界的な経済危機は沈静化しているように見えますが予断を許さない状況にあります。このような時期にこそセーフティネット融資の拡充が必要です。改めて預託金の復活を求めるとともに、セーフティネット融資枠の増額措置（2010年度並）を講じてください。合わせて国に対しても要請してください。

(2) 現状の保証承諾率を下回らない保証協会の組織改革を

大阪府と大阪市に二つの保証協会が存在し、特に大阪府保証協会の保証のうち約3割が大阪市内事業所を対象とする保証ということなどから「二重行政」の象徴とされています。ただ、統合することで、事業所数に占める保証承諾割合が減少するのではないかと危惧されるところです。ちなみに東京都は保証協会が一つですが、事業所数に占める保証承諾割合は約33%、神奈川県と横浜市にはそれぞれ保証協会がありますが、横浜市の保証承諾割合は約21%となっており、大阪市の保証承諾割合は約20%ということから見ると、現状においても他都市と比べて高い割合ではありません。その上に、市もしくは府のどちらかの保証協会の大阪市内事業所への保証サービスを単に廃止するとなると、市保証協会は約2万3千件、府の大阪市内事業所に対する保証承諾件数は約1万7千件であるから（2008年度実績）、約2万件前後の保証サービスが減少することになります⁷。

以上の指摘からも推察されるように、市と府の棲み分けが成り立っていたことも十分考慮し、財政的に厳しいということだけを理由に単純にこの約2万件の保証がなくなることがないように、保証協会が統合されるにしても現状の保証承諾率を下回らないように十分配慮してください。

(3) 借りやすく返しやすい制度融資の創設を

大阪同友会がかねてより要望していました連帯保証人制度に関して、2006年度より全ての無担保融資について原則撤廃されました。ただ、決算書や中小企業信用リスク情報データベース（CRD）中心の保証審査は一面的な企業評価に陥りやすく、審査能力（マンパワー）の向上につながりにくい点に注意が必要です。リレーションシップバンキングの考え方にそって、数値に表れない定性評価も重要な判断基準と位置付け、決算書やCRDに偏らない保証審査を行なうよう保証協会を指導してください。尚、定性面の審査における実地調査や経営者へのヒアリング件数を大幅に増やすよう改善してください。また、運用にあたっては、担当者によって対応や判断に差が出ないように統一した基準で取扱うように指導を徹底してください。

2006年4月1日より一部の制度融資を除いて、0.50%～2.20%（100%保証・無担保の場合）まで9区分の保証料率が新たに設定されましたが、保証料率が高いと感じている中小企業経営者は少なくありません。例えば、問題なくきちんと返済してきた中小企業の返済履歴（クレジットヒストリー）の尊重や経営指針書（経営理念、経営方針、経営計画）の添付を保証審査の評価項目とし、保証料率を引き下げる優遇措置を講じてください。

開業数を増やすために、例えば、開業資金融資は、5年間位のスパンで徐々に利息をアップさせるステップ型にするなど思いきった支援策を講じてください。

⁷ 大阪市立大学・本多哲夫「大都市自治体の中小企業政策と都市政策」（2012年5月地方財政学会）「大都市における自治体商工行政～大阪市と大阪府を事例に～」(大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第112巻第3号、2011年12月、15-45ページ)

毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立場に立った説明会が必要です。説明会実施の要請に応じて頂けるように、その仕組みを作ってください。

新たな雇用創出及び維持に努める中小企業を資金面から支援する制度を創設してください。例えば、新規雇用に取り組んでいる中小企業の保証料率を免除する、あるいは新規雇用者が戦力になるまでの育成期間のための資金として、1人500万円程度の保証枠を創設するなど。また、新規雇用増が見込める施策に伴う資金を対象とする融資メニューとして大正銀行に地域経済活性化資金「まいど！大正です」があるとのことですが、信金や信組にも拡大するよう指導してください。

(4) 定性評価を重視し地域にやさしい金融システム構築を

中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分です。今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が活き活き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業になっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「評価委員会」が該当企業を丹念に訪問することが必須条件となります。現在、必要に応じた実地調査やヒアリングなどを実施されていますが、尚一層中小企業を訪問する取り組みを強化してください。

また、ヒアリングの際には定性要因を調査することよりも、財務データばかりを集めていくとの現場の声があります。これでは折角訪問されても意味が半減します。保証協会に対して、どのようなヒアリング活動をしているのか、現場は何人体制で何社を目標に訪問しているのかなどを公表するよう指導してください。マンパワーが不足しているのであれば増員することも必要と考えます。

現在、各金融機関はリレーションシップバンキングのアクションプログラムにのっとり実行されていますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。今後は「地域貢献に関する情報開示」が重要な項目になると考えています。そのことを有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要です。国（金融庁）の所掌業務に関わる部分も多いかと思いますが、大阪府として独自に実施できることは全くないのでしょうか？是非ご検討願います。

(5) 大阪府独自の「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を

大阪同友会が提言しておりました「事業再挑戦特別融資（仮称）」は、2008年度より「再挑戦支援資金」として実施され、2011年度からは金融機関経由の再挑戦支援保証となりました。ただ、「再挑戦支援資金」も廃業の場合に限られており、倒産など事業に失敗した経営者が市場から永久に葬り去られる状況は変わっていません。むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融资が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスが受けられるような仕組みが必要です。国に先んじて大阪府独自の「事業再挑戦システム」を確立することは、「大阪は再チャレンジしやすい街」としてアピールできるだけでなく、意欲のある人材が集まり起業が促進され開業率のアップにもつなげるチャンスともなります。大阪府独自の「事業再挑戦システム」を整備・構築してください。

2004年11月「保証債務に関する既定の整備」に関して民法の一部改正が成立し、包括根保証が制限されました。また、2005年1月より改正破産法が施行となり自由財産の範囲が拡大され、破産者の生活維持が図られつつあります（標準的な必要生計費の3ヶ月分99万円）。しかし、事業性融資のあり方として、そもそも社屋や会社所有地、有価証券などの担保以外に無限責任的に経営者の個人保証を徴求す

ること自体が問題です。年間3万人を超える自殺者の中で中小企業経営者が占める割合は多く、融資における個人保証にも原因があると考えられます。金融支援の観点から、個人の最低限の生活保障と再起できる条件をより改善するために、さらなる民法や破産法等関係諸法令の改正及び個人保証の限定化（責任範囲の限定；例えば、倒産後における担保処理後の残債を削除するなどの法的処置）を国に要望してください。

3、各業界からの政策提言

(1) 大手企業による「優越的地位の濫用」行為に対する実効性ある是正措置を

大手企業がその下請けや納入業者に対して、半強制的値引き要請、「協力金」と称して売上の一定割合を赤伝処理させられる、など独占禁止法の「優越的地位の濫用」に抵触する事例は枚挙にいとまがありません。「公正な市場環境を整える」ことは政府の中小企業憲章にも明記されている重要な指針の一つです。このようなことが発生しないように、公正取引委員会の人員強化・充実と同時に、下請け企業からの告発がないと調査が入らないシステムを改め、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくり、下請け・受注側の証言が「正当」と認められる場合は、下請け・受注側が特定されることなく第三者機関によって指導及びペナルティを課することができるなど不公正な取引環境を抜本的に改める仕組みづくりを国に働きかけてください。また、大阪府独自でも善処できる対策を検討し実施してください。尚、MOBIO に「下請けかけ込み寺」がありますが、上記のような内容が解決できるよう内容を強化してください。

(2) 大阪の中小旅行業者に仕事が回る仕組みの構築を

「大阪の観光戦略」では、策定の趣旨として、

大阪の良好なアクセス性や居心地の良さ、関西の豊富な観光資源を活かし、大阪を関西の観光インバウンド拠点とし、海外、とりわけアジアから観光客と投資を大阪に集めます！

大阪の多様性や意外性など都市魅力に磨きをかけ、滞在魅力を向上させます！

観光交流による豊かな都市環境づくりで住民生活の質的向上を図ります！

としています。こうした取り組みにより、「強い大阪」の実現をめざします！とあります。世界から大阪にお客様をお迎えすることは大切な取り組みで、大阪の旅行関連産業の発展を促すためにも重要であり、観光ビジネスもそれにかかる期待は大きいものがあると考えられます。しかしながら大阪の中小旅行業者（許認可権は大阪府）がこの観光戦略の取り組みに置き去りにされ、一部大手旅行業者（本社所在地はほとんどが東京）が受注しているのが現状ではないでしょうか。

昨年旅行業法が改定され、近隣への募集旅行の実施が小規模旅行業者でも可能となり追い風となっています。この状況も踏まえ、例えば「地旅」⁸に代表される大阪への観光客誘致事業の委託、大阪府下の公的団体や学校、福祉団体、行政との関わりが深い地元の自治組織、高齢者団体等の旅行需要を大阪の旅行業者にしかできないような仕事は、大阪に本社のある旅行業者に優先的に発注するなど大阪の観光、旅行業の活性化策を観光行政の範囲内で実施してください。大阪の企業を元気にすることが「強い大阪」を実現し雇用、納税、活力を増大させる源になると考えます。

(3) エコアクション 21 認証取得企業を府建設工事入札審査時の加点評価基準に

大阪府建設工事指名競争入札参加資格審査における等級区分について、現在（平成 18 年度改正）は、ISO9001 または ISO14001 の認証を取得している者に ISO 点（4～12 点）が加算されますが、エコアクション 21 認証取得企業についても、ISO 同様の加点を行ってください。中小企業においては、環境省のガイドラインにそった環境経営の仕組みとして、エコアクション 21 が普及しています。エコアクション 21 への加点評価は、兵庫県などではすでに実施されていることであり、中小企業への評価基準に加えていただきたいと考えます。

⁸ 地旅（じたび）；地域に誇りを感じている人たちが、そこを楽しみにして来てくれる人たちのために企画しておもてなしする旅のこと。

(4) 通関業における税の立て替え払いの是正を

通関業者は輸入業者の代理で輸入申告をしますが、その際、業界の悪しき慣例として通関業者が関税・輸入消費税を立て替えることがあります。その立て替え金額が尋常な額ではなく、消費税が8%、10%に上がった場合、そのための資金繰りで中小企業では困難な状況になります。それを是正するために、輸入業者が直接納税する仕組みを大企業から広く勧めること、例えば、輸入申告書を作成する際に、輸入業者名義の口座しか入力できないようにする措置が必要です。これらを実施するために法的な整備も含め、大阪府が毎年提出している国への要望書の中に盛り込んでください。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F TEL.03-5215-0877

同友会名	〒	所在地	電話
北海道中小企業家同友会	060-0906	札幌市東区北6条東4丁目8-44 札幌総合卸センター 8号館	011-702-3411
青森県中小企業家同友会	030-0931	青森市平新田字森越12-28 2F	017-752-0171
岩手県中小企業家同友会	020-8551	盛岡市上田4-3-5 盛岡市産学官連携研究センター 1F	019-626-4477
宮城県中小企業家同友会	983-0852	仙台市宮城野区榴岡1-6-3 東口鳳月ビル4F	022-355-2771
秋田県中小企業家同友会	010-0965	秋田市八橋新川向4番23号 みどりやビル2F	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2461	山形市南館3-26-26 スタジオ・アヴァン102	023-645-5500
福島県中小企業家同友会	963-8022	郡山市西ノ内2-12-8 古川ビル1F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-0968	宇都宮市中今泉2-3-13 小山ハイツ103	028-612-3826
群馬中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
埼玉中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10F	048-747-5550
千葉県中小企業家同友会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル7F	043-222-1031
東京中小企業家同友会	102-0074	東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F	03-3261-7201
神奈川県中小企業家同友会	220-0072	横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル4F	045-316-2031
山梨県中小企業家同友会	400-0047	甲府市德行3-9-28 中村ビル	055-236-5537
長野県中小企業家同友会	380-8553	長野市若里4-17-1 信州大学工学部キャンパス内 信州科学技術総合振興センター2F	026-268-0678
新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区高志1丁目3-21	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0059	金沢市示野町南52 AKビル3F	076-255-2323
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンロードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0857	静岡市葵区御幸町8 静岡三菱ビル6F	054-253-6130
愛知中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-5-18 京枝屋ビル4F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
滋賀県中小企業家同友会	525-0059	草津市野路8-13-1 KE草津ビル1F	077-561-5333
京都中小企業家同友会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-5321
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪府中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
兵庫県中小企業家同友会	651-0087	神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル9F	078-241-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8215	奈良市東向中町6 奈良県経済会館407号室	0742-25-5660
和歌山県中小企業家同友会	640-8158	和歌山市十二番丁60-1 デュオ丸の内2F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0021	米子市石井322	0859-26-2060
島根県中小企業家同友会	690-0056	松江市雑賀町227	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市北区富田29	086-222-7473
広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0211	山口市大内長野776-2	083-941-5741
香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市問屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	791-8057	松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ内	089-968-3112
高知県中小企業家同友会	781-8122	高知市高須新町1-14-6 青山ビル2F	088-882-5581
福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 (株)ギョートク内	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
熊本県中小企業家同友会	860-0834	熊本市南区江越2-1-7	096-379-8101
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ヶ田町3-4 ステラ・コルテ2-D	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター 603	098-859-6205

2013. 5. 1現在